

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年6月1日作成)

法令名	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律
根拠条項	第5条第2項
処分の概要	雇用管理の改善計画の認定の取り消し
法令の定め	(改善計画の変更等) 第5条 2 都道府県知事は、前条第1項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第3項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき、又は認定組合等若しくはその構成員若しくは認定中小企業者が認定計画に従って改善事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
処分基準	第5条 2 都道府県知事は、前条第1項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第3項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき、又は認定組合等若しくはその構成員若しくは認定中小企業者が認定計画に従って改善事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
処分担当課	各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課労働係（雇用対策係・主査(雇用対策)）
問い合わせ先	経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (電話番号：26-532)
備考	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html